

株式会社シダー

2015年3月期 決算説明会資料



いつも春の陽だまりでありたい...



目次

- 2015年3月期決算 概況
- 2016年3月期決算 見通し
- 会社概要
- 今後の事業見通し

2015年3月期 決算概況 (シダー単体)

(百万円)	2014年3月期		2015年3月期		
		構成比(%)		構成比(%)	前年比(%)
売上高	9,873	100.0	10,242	100.0	103.7
営業利益	281	2.8	△66	—	—
経常利益	94	1.0	△283	—	—
純利益	34	0.3	△386	—	—

売上高

前年比103.7%の10,242百万円

営業利益

281百万から△66百万円

2015年3月期 決算概況 (連結)

(百万円)	2014年3月期		2015年3月期		
		構成比(%)		構成比(%)	前年比(%)
売上高	10,415	100.0	10,791	100.0	103.6
営業利益	325	3.1	△26	—	—
経常利益	132	1.3	△245	—	—
純利益	77	0.7	△368	—	—

売上高

前年比103.6%の10,791百万円

営業利益

325百万円から△26百万円

2015年3月期 セグメント決算概況

■ セグメント売上高(連結)

(百万円)	2014年3月期		2015年3月期		
		構成比(%)		構成比(%)	前年比(%)
売上高	10,415	100.0	10,791	100.0	103.6
デイサービス事業	3,296	31.6	3,358	31.1	101.9
施設サービス事業	6,381	61.3	6,660	61.7	104.4
在宅サービス事業	737	7.1	772	7.2	104.7

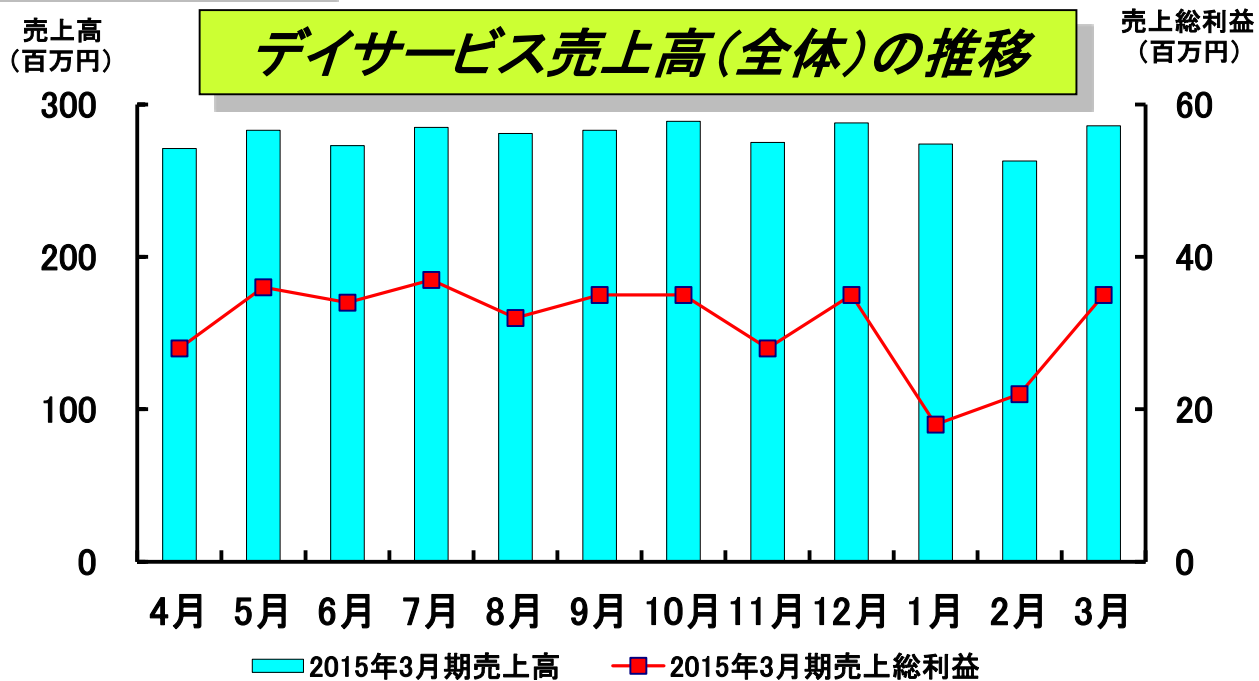
2015年3月期 セグメント決算概況

■ セグメント利益(連結)

(百万円)	2014年3月期		2015年3月期		
		構成比(%)		構成比(%)	前年比(%)
利益	924	100.0	632	100.0	68.4
デイサービス事業	394	42.7	346	54.9	88.0
施設サービス事業	558	60.4	305	48.4	54.7
在宅サービス事業	△28	—	△20	—	—

2015年3月期 セグメント決算概況

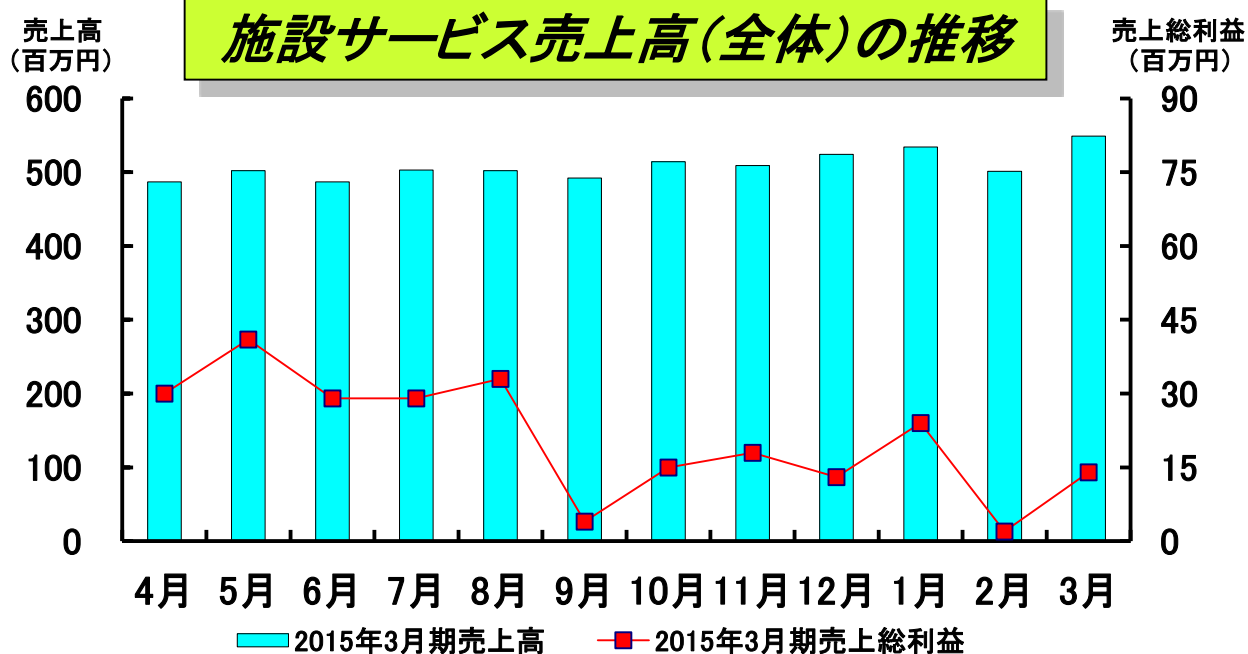
デイサービス事業



- 売上高3,358百万円
- 栃木県宇都宮市にデイサービスを新規開所（2014年8月1日開所）。

2015年3月期 セグメント決算概況

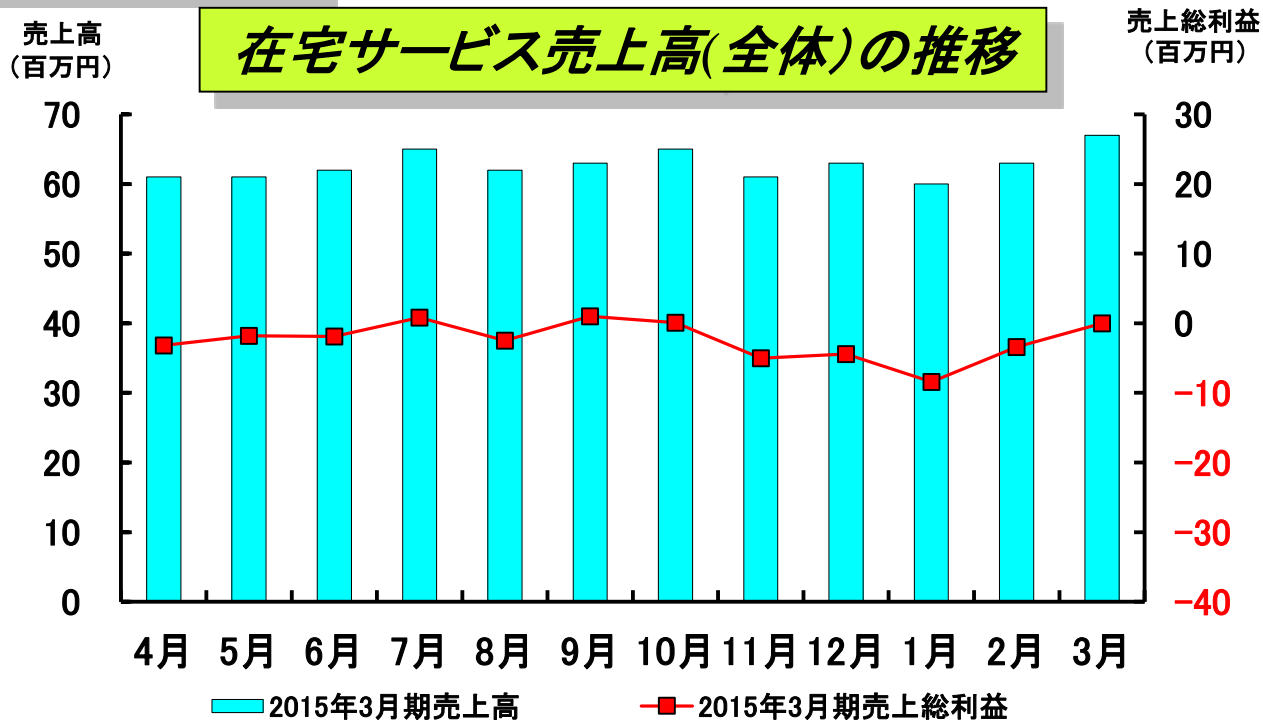
施設サービス事業



- 売上高6,660百万円
- 有料老人ホームの入居者獲得に注力し、新規施設を含む全ての居室数に対しての入居率83.8% (2015年3月31日)。
- 長野県松本市 (2014年10月1日開所)、静岡県静岡市 (2014年11月1日開所)、静岡県島田市 (2015年3月15日開所) に有料老人ホームを新規開所

2015年3月期 セグメント決算概況

在宅サービス事業



- 売上高772百万円
- 愛媛県松山市（2015年2月1日開所）にケアプランセンターを新規開所
- 利益率改善のために人員配置や業務手順の見直し等、効率的な運営に取り組む。

2016年3月期 決算見通し(連結)

(百万円)	2015年3月期		2016年3月期 (予想)		
		構成比(%)		構成比(%)	前年比(%)
売上高	10,791	100.0	11,901	100.0	110.3
営業利益	△26	—	301	2.5	—
経常利益	△245	—	66	0.6	—
当期利益	△368	—	41	0.3	—

売上高

前年比110.3%の11,901百万円

- ・有料老人ホームを1施設開設予定、グループホーム1施設(事業譲渡の予定) デイサービス1施設(事業譲渡の予定)。

営業利益

△26百万円から301百万円

- ・デイサービス事業においては利用単価の向上に取り組み、利益率の改善。施設サービス事業においては、引き続き既存施設の稼働率の向上に注力。

経常利益

△245百万円から66百万円

会社概要

会社概要 (2015年3月31日現在)

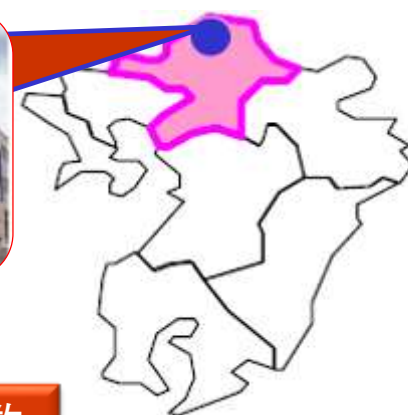
設立 : 1981年4月
 本社 : 福岡県北九州市
 資本金 : 4億3228万円
 事業内容 : デイサービス
 介護付有料老人ホーム
 訪問看護（訪問リハビリ）
 ホームヘルプサービス
 ケアプラン
 グループホーム
 ショートステイ
 小規模多機能型居宅介護

 従業員数 : 単体 : 1,593名
 連結 : 1,675名

 拠点数 : 単体 : 89ヶ所
 連結 : 91カ所



シダー本社ビル



リハビリ職員数

職種	人数
理学療法士	36人
作業療法士	34人
言語聴覚士	4人
トレーナー	36人
合計	110人

現在の事業所数

拠点数 91 拠点

デイサービス	31施設
有料老人ホーム	37施設
訪問看護ステーション	6施設
ヘルパーステーション	3施設
ケアプランセンター	11施設
グループホーム	2施設
小規模多機能	1施設

(2015年3月31日現在/連結)

福岡県

デイサービス14施設
 有料老人ホーム6施設
 訪問看護ステーション5施設
 ケアプランセンター6施設
 グループホーム1施設
 ヘルパーステーション3施設

山口県

デイサービス2施設
 訪問看護ステーション1施設
 ケアプランセンター1施設

秋田県
 有料老人ホーム1施設

山梨県
 デイサービス2施設
 有料老人ホーム2施設

滋賀県
 デイサービス1施設

岡山県
 有料老人ホーム3施設
 小規模多機能型居宅介護1施設

長野県
 デイサービス1施設
 有料老人ホーム4施設

新潟県
 デイサービス2施設
 訪問看護ステーション1施設
 ケアプランセンター1施設

北海道
 有料老人ホーム3施設
 ケアプランセンター1施設

宮城県
 有料老人ホーム1施設

茨城県
 有料老人ホーム1施設

埼玉県
 有料老人ホーム2施設

千葉県
 デイサービス7施設
 有料老人ホーム4施設
 ケアプランセンター2施設

東京都
 デイサービス1施設
 有料老人ホーム1施設
 有料老人ホーム1施設
 グループホーム1施設

神奈川県
 有料老人ホーム1施設

栃木県
 有料老人ホーム1施設
 デイサービス1施設

大阪府
 有料老人ホーム2施設

香川県
 有料老人ホーム1施設

愛媛県
 有料老人ホーム1施設
 デイサービス1施設
 ケアプランセンター1施設

愛知県
 有料老人ホーム1施設
 デイサービス1施設

静岡県
 有料老人ホーム2施設

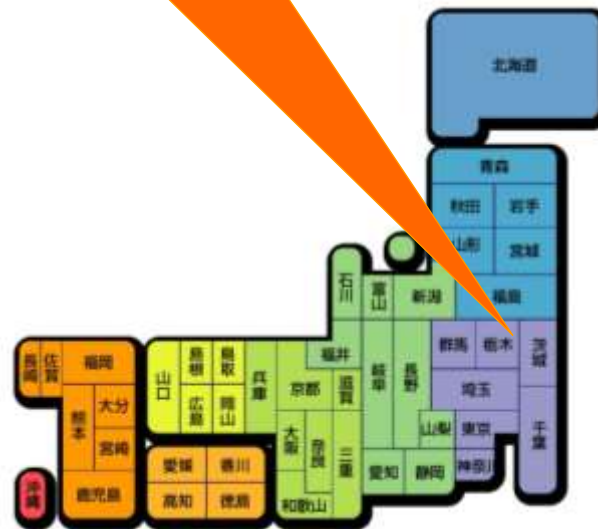


新規開設施設

～御幸ヶ原DS～
2014年8月1日開設



御幸ヶ原デイサービス
定員数 30名
栃木県宇都宮市

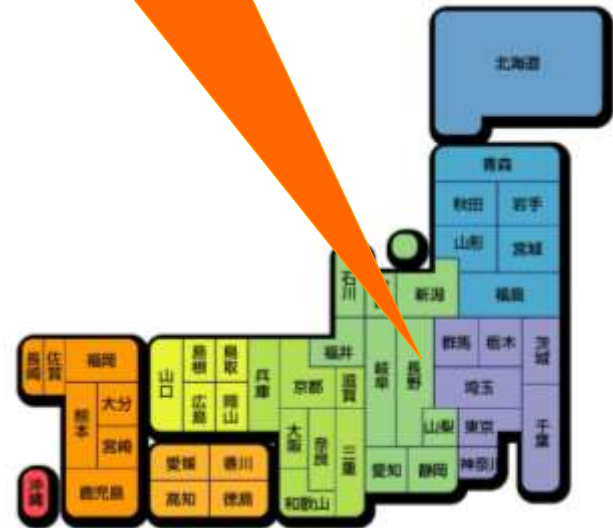


新規開設施設

～ラ・ナシカ まつもと弐番館～
2014年10月1日開設



ラ・ナシカ まつもと弐番館
部屋数 60室
長野県松本市

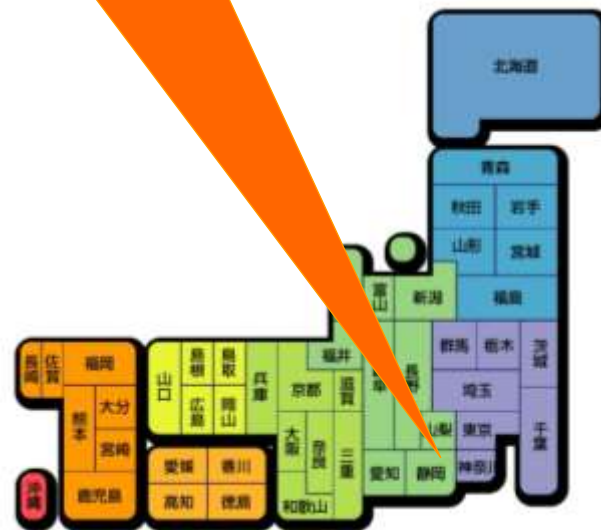


新規開設施設

～ラ・ナシカ 三保の松原～
2014年11月1日開設



ラ・ナシカ 三保の松原
部屋数 50室
静岡県静岡市

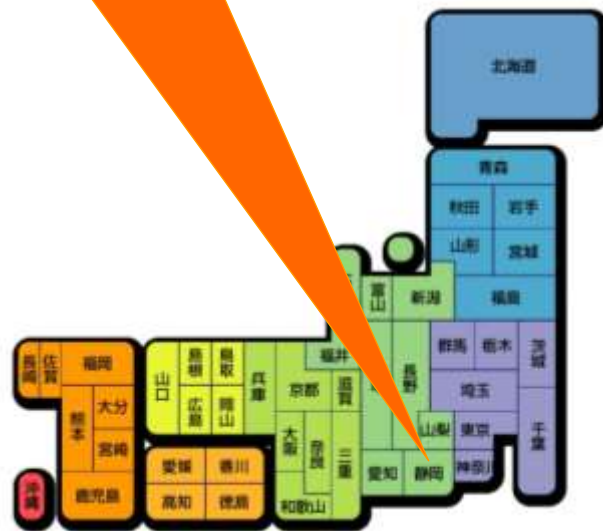


新規開設施設

～ラ・ナシカ しまだ～
2015年3月15日開設




ラ・ナシカ しまだ
部屋数 60室
静岡県島田市





シダーはリハビリテーションを重視して、永く、元気で
その人らしく、健康に暮らすお手伝いしております。



 **CEDAR** はリハビリテーションをサービスの中心に
置いた全国唯一の会社です。



当社におけるリハビリテーションとは

リハビリを頑張れば、将来元気になれる。。。だから頑張る

というものではありません。

今日自分らしく、明日も自分らしく過ごしながら、

来月、来年、もっと自分自身の力で、

自分らしく毎日を過ごす為の準備を行うという事が目的です。



CEDAR 今後の事業見通し



CEDAR

株式会社シダー

いつも春の陽だまりでありたい



介護報酬改定に伴い

- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進める。

1. 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

- (1)中重度の要介護者等を支援するための重点的な対応
- (2)活動と参加に焦点を当てたりハビリテーションの推進
- (3)看取り期における対応の充実
- (4)口腔・栄養管理に係る取組の充実

2. 介護人材確保対策の推進

- ・ 介護職員処遇改善加算の更なる充実
- ・ サービス提供体制強化加算(介護福祉士の評価)の拡大

3. サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

- ・ 「骨太の方針」を踏まえたサービスに係る評価の適正化について、各サービスの運営実態や1.及び2.も勘案しつつ実施
- ・ 集合住宅へのサービス提供の適正化(事業所と同一建物に居住する減算の適用範囲を拡大)
- ・ 看護職員の効率的な活用の観点等から、人員配置の見直し等を実施(通所介護、小規模多機能型居宅介護等)

介護報酬改定に伴い

- 地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の増加に必要な経費を確保する。
- また、平成27年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善、物価の動向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、▲2. 27%の改定率とする。
(処遇改善: +1. 65%、介護サービスの充実: +0. 56%、その他: ▲4. 48%)
(うち、在宅 ▲1. 42%、施設 ▲0. 85%)

(注1) ▲2. 27%のうち、在宅分、施設分の内訳を、試算したもの。

(注2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、在宅分に含んでいる(施設分は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)。

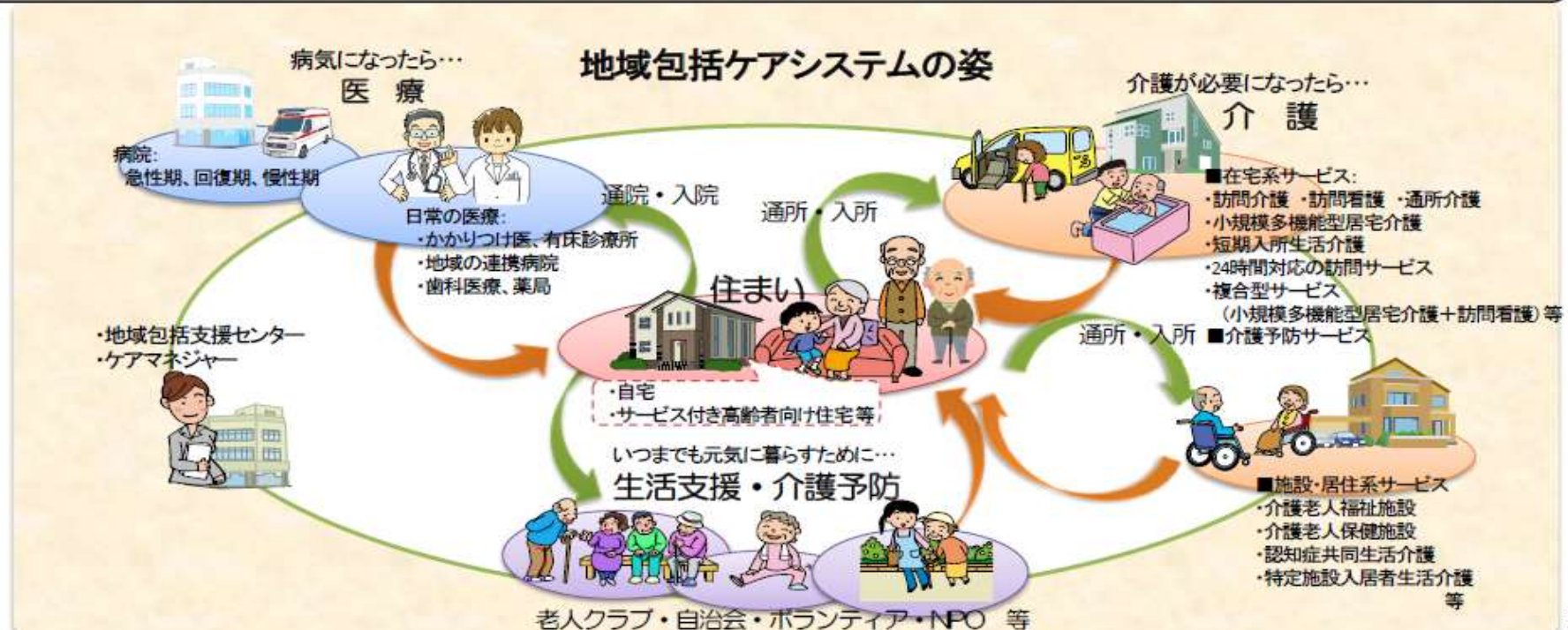
(改定の方向)

- ・ 中重度の要介護者や認知症高齢者になったとしても、「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの基本的な考え方を実現するため、引き続き、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。
- ・ 今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組を推進する。
- ・ 介護保険制度の持続可能性を高め、より効果的かつ効率的なサービスを提供するため、必要なサービス評価の適正化や規制緩和等を進める。

地域包括ケアシステムの構築

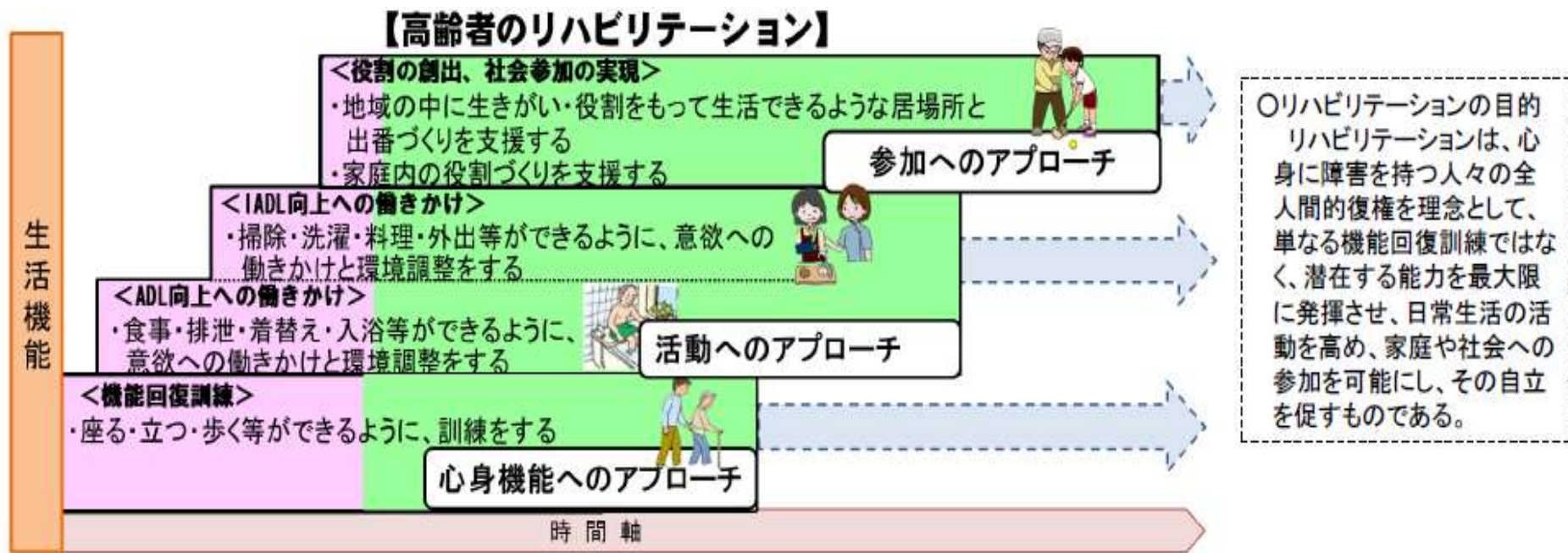
中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後、増大することが予測される医療ニーズを併せ持つ中重度の要介護者や認知症高齢者への対応として、引き続き、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。
- 特に、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を始めとした包括報酬サービスの更なる機能強化等を図る。
- また、地域の拠点としての機能を発揮して中重度の要介護者の在宅での生活を支援する役割を果たす施設サービスについて、それぞれに求められる機能を更に高めていく。



活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進

リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションの提供を推進するため、その理念を明確化するとともに、「活動」と「参加」に焦点を当てた新たな報酬体系の導入や、このような質の高いリハビリテーションの着実な提供を促すためのリハビリテーションマネジメントの充実等を図る。



生活機能

看取り期における対応の充実

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、看取り期の対応を充実・強化するためには、本人・家族とサービス提供者との十分な意思疎通を促進することにより、本人・家族の意向に基づくその人らしさを尊重したケアの実現を推進することが重要であることから、施設等におけるこのような取組を重点的に評価する。

- 施設内看取りへの理解不足
- 家族間の意見相違
- 気持ちの揺れ
- 医療への期待大

看取り介護加算に、家族等への介護の情報提供を加え評価

(介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型生活介護、小規模多機能型居宅介護)

ターミナルケアに係る計画の作成と多職種協働によるターミナルケアの実施を評価

(介護療養型医療施設)

利用者
(利用者家族)

看護職

- 看護職員の時間外が増え、精神的・肉体的負担
- 介護職員の夜間不安大
- 介護職員が看取りに不慣れ

医師

介護職

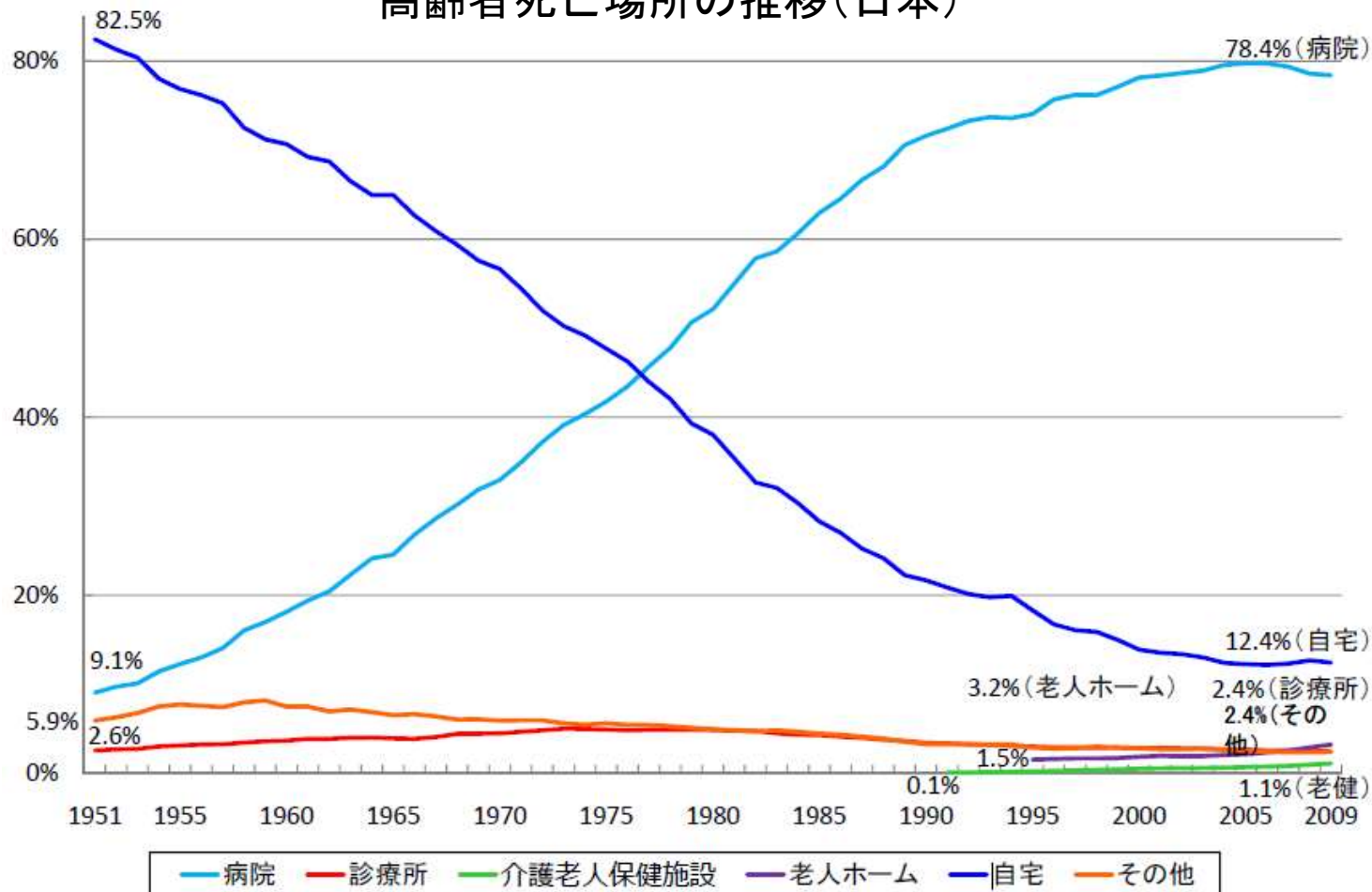
- 看取り期の負担大
- 夜間・休日の対応苦慮
- トラブル回避のため看取りに消極的

退所後の生活を含め、人生の終末期まで切れ目ない支援計画を多職種協働で策定を評価

(介護老人保健施設)

看取り期における対応の充実

高齢者死亡場所の推移(日本)

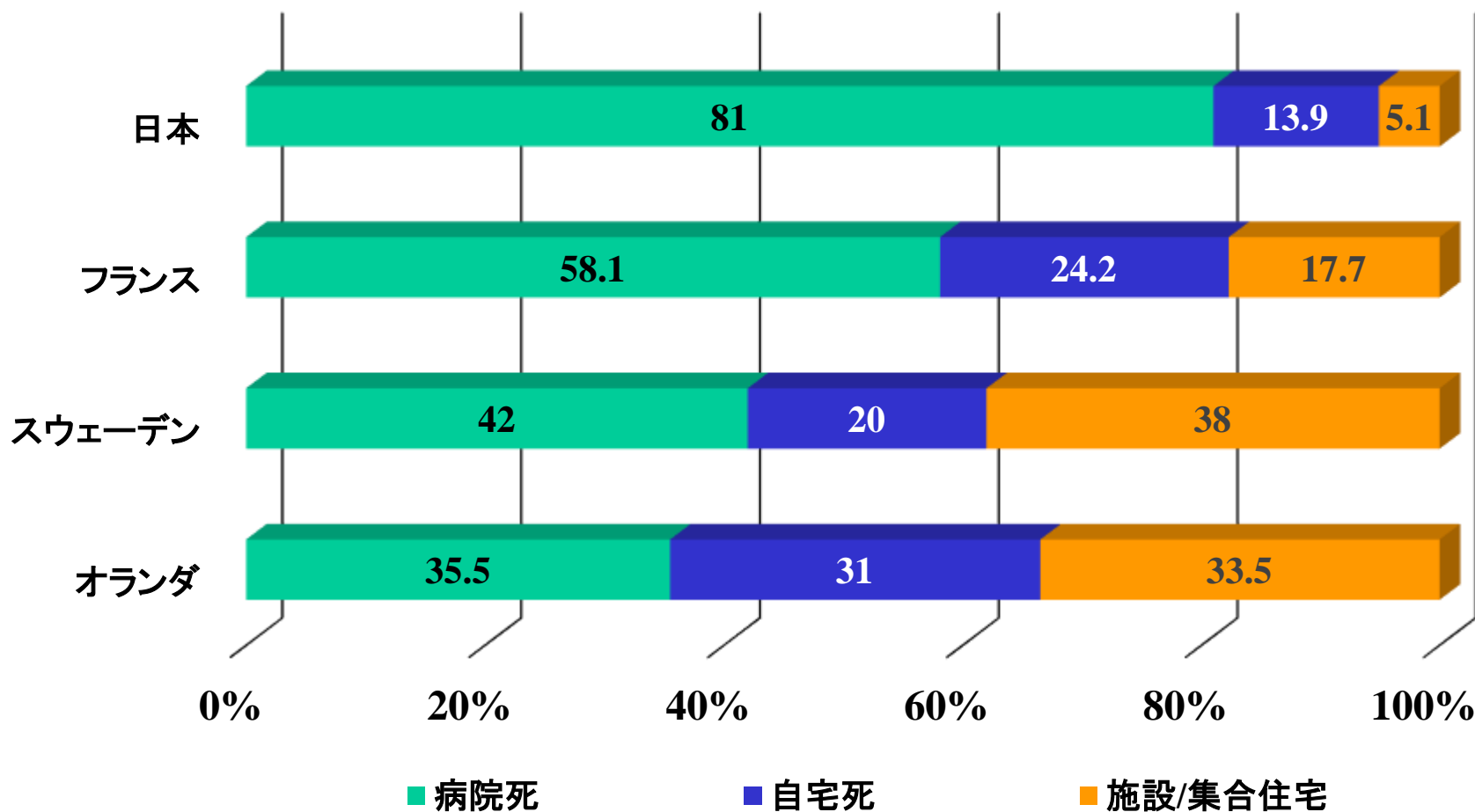


※1994年までは老人ホームでの死亡は、自宅に含まれている

出典)厚生労働省「人口動態調査」

看取り期における対応の充実

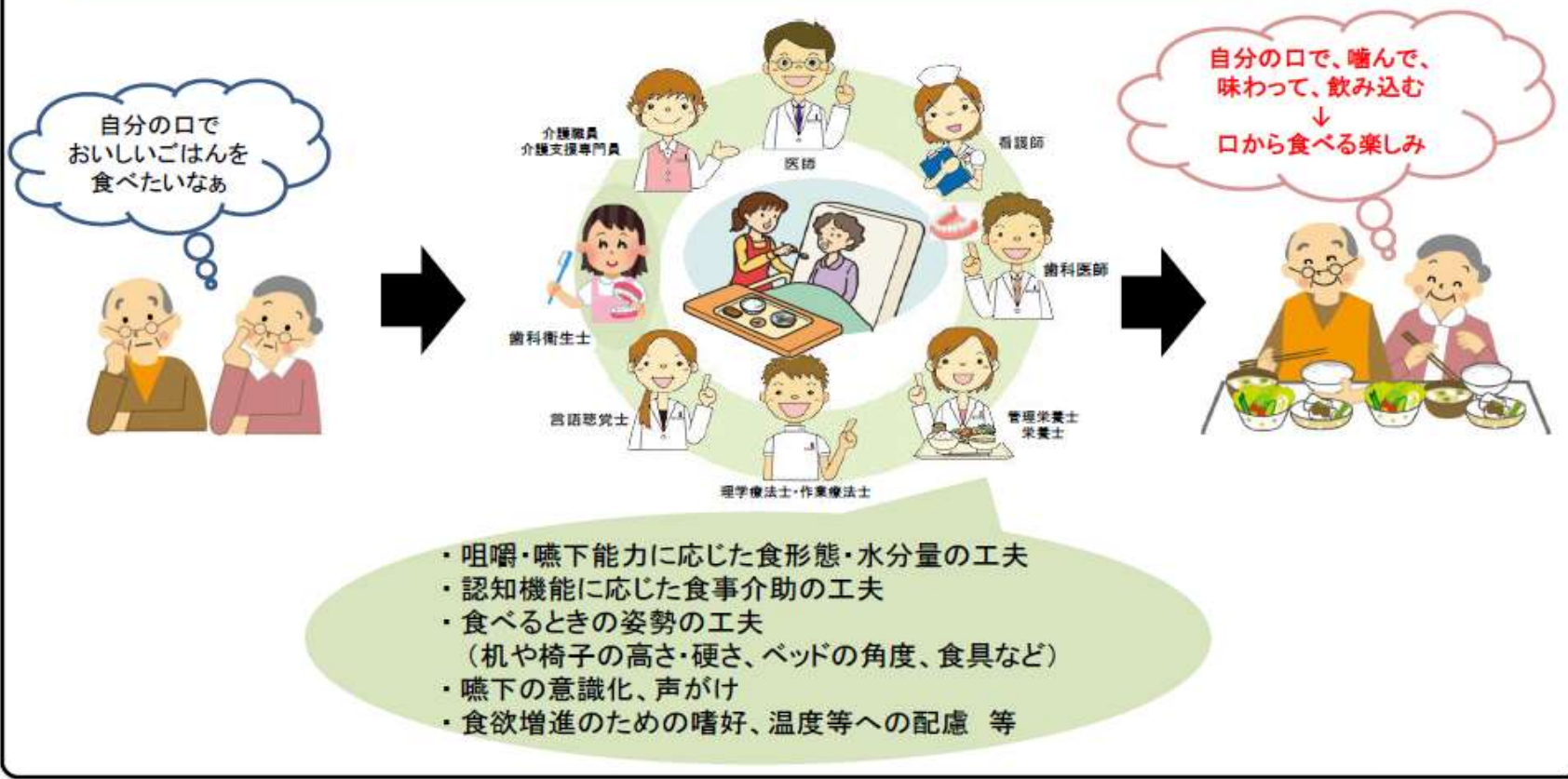
高齢者死亡場所の推移(国別)



口腔・栄養管理に係る取組の充実

○ 施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下により食事の経口摂取が困難となっても、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種による支援の充実を図る。

口から食べる楽しみの支援の充実



介護人材確保対策の推進

- 地域包括ケアシステム構築の更なる推進に向け、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組を推進する。

介護職員処遇改善加算

- 介護職員処遇改善加算は、現行の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を実施。

《新設の加算(更なる上乘せ評価)の算定要件》

(1)キャリアパス要件

- ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること。

(2)定量的要件

平成27年4月以降、賃金改善以外の処遇改善への取組を新たに実施すること。

サービス提供体制強化加算

- 介護福祉士の配置が一層促進されるよう、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価。なお、当該加算については、区分支給限度基準額の算定には含めない。

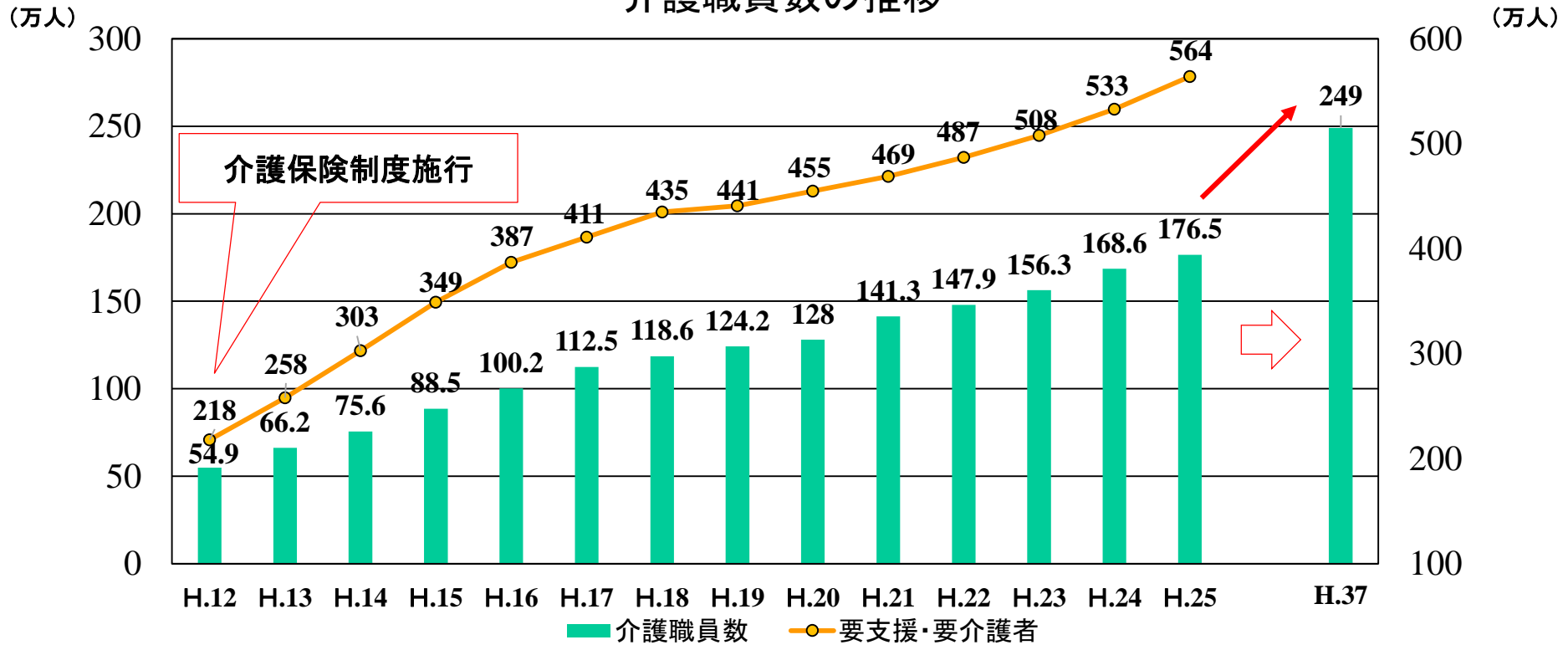
<介護老人福祉施設、介護老人保健施設等>
介護福祉士5割以上:12単位/日



介護福祉士6割以上:18単位/日(新設)
介護福祉士5割以上:12単位/日

介護職員の推移と見通し

介護職員数の推移



高齢者人口の推移

	平成24年8月	平成27年	平成37年	平成67年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,058万人(24.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,511万人(11.8%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

介護職員処遇改善加算について



【新設の加算】
職員1人当たり
月額1万2千円相当

【現行の加算】
職員1人当たり
月額1万5千円相当

加算Ⅱ～Ⅳ(現行の加算Ⅰ～Ⅲ)に係る算定要件は、これまでと同様。

算定要件	キャリアパス要件① 及び キャリアパス要件② + 新たな定量的要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件① 又は キャリアパス要件② + 既存の定量的要件を満たす	キャリアパス要件① キャリアパス要件② 既存の定量的要件のいずれかを満たす	キャリアパス要件① キャリアパス要件② 既存の定量的要件のいずれも満たさず
------	--	--	---	---

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%	加算(Ⅱ)により算出した単位 ×0.9	加算(Ⅱ)により算出した単位 ×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	3.4%	1.9%		
・(介護予防)通所介護	4.0%	2.2%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%		

サービス提供体制強化加算について

サービス	要件	単位
訪問看護	○ 研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	6単位/回
訪問リハビリテーション	○ 3年以上の勤続年数のある者が配置されていること。	6単位/回
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が50%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が40%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①: 18単位/回 ②: 12単位/回 ③: 6単位/回 ※介護予防通所介護・介護予防通所リハビリ 【要支援1】 【要支援2】 ①: 72単位/人・月 ①: 144単位/人・月 ②: 48単位/人・月 ②: 96単位/人・月 ③: 24単位/人・月 ③: 48単位/人・月
訪問看護	○ 研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	6単位/回
訪問リハビリテーション	○ 3年以上の勤続年数のある者が配置されていること。	6単位/回
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が50%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が40%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①: 18単位/回 ②: 12単位/回 ③: 6単位/回 ※介護予防通所介護・介護予防通所リハビリ 【要支援1】 【要支援2】 ①: 72単位/人・月 ①: 144単位/人・月 ②: 48単位/人・月 ②: 96単位/人・月 ③: 24単位/人・月 ③: 48単位/人・月
認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が60%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が50%以上配置されていること。 ③ 常勤職員が75%以上配置されていること。 ④ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①: 18単位/人・日 ②: 12単位/人・日 ③・④: 6単位/人・日

※1 訪問介護及び居宅介護支援については、特定事業所加算において、人材に関する同旨の要件を定めている。

※2 表中、複数の単位設定がされているものについては、いずれか一つのみを算定することができる。

※3 介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合」である。

外国人介護人材の受け入れについて

2025(平成37)年に向けて、最大で約250万人規模の介護人材を確保する為、国内の人材確保対策を充実・強化していくことが基本方針。

「人材不足への対応を目的としている」、「外国人を介護人材として安易に活用する」**為ではなく**、次のような各制度の趣旨に沿って進めていく。

- ・技能実習：日本から相手国への技能移転
- ・資格を取得した留学生への在留資格付与
：専門的・技術的分野への外国人労働者の受け入れ
- ・経済連携協定(EPA)：経済活動の連携強化を目的とした特例的な受け入れ

課題点

- ①移転対象となる適切な業務内容・範囲について
- ②必要なコミュニケーション能力について
- ③適切な公的評価システムの構築について
- ④適切な実習体制の確保について
- ⑤適切な実習機関の対象範囲について
- ⑥日本人との同等処遇の担保について
- ⑦管理団体による監理の徹底について

外国人介護人材の受け入れについて

【制度改正の方向性】

- ・「外国人技能実習制度」の対象職種を介護にも拡大し、**最長5年**受け入れる(現行3年)。
- ・通常国会に関連法案を提出し、**2015年度中の施行**を目指す。

【受入れ可能な事業者】

- ・一定の日本語能力がある人が条件で、設立から3年以上経過した施設で受入れ。
- ・訪問系サービスは対象外(利用者との1対1の業務が基本のため)。
- ・常勤介護職30名以下の事業者は、当該常勤職員総数10%まで。

【日本語力】

受入れ時には基本的な文書やゆっくりした会話が分かる「N4」レベルとし、1年後に日常会話や新聞の見出しが分かる「N3」程度を求める(1年後にN3未達成の場合、帰国)。

【従事する業務】

- ・介護職としての業務(身体介護など)が中心。

【処遇・賃金・育成など】

- ・日本人の介護職員と同等額以上の報酬を支払う必要性。
- ・経験5年以上の介護福祉士の指導員を配置し、実習成果を評価する試験を実施。
- ・実習期間中に介護福祉士の資格を取得した場合は、専門人材として長期間滞在が可能。



デイサービス事業



介護報酬改定に伴い

～通所介護⇒地域の連携の拠点として～

居宅サービスの機能

(地域のこれらの機能を効果的・効率的にくみあわせて高齢者の生活を支える)

生活機能の維持・向上

生活機能の維持・向上、生活援助

心身機能の
維持・向上

活動の
維持・向上

社会参加の
促進

生活援助

家族の負担軽減

家族の
負担軽減

※レスパイトは、左記の機能を発揮することで果たされる機能

認知症高齢者・重度者への対応

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上、要介護3以上の利用者を受け入れ、かつ体制を確保している事業所は加算対象。

全ての事業所で実施すべき基本的な取組

- アセスメントに基づく個別サービス計画の立案、計画に基づくサービス提供、計画の評価及びみなおしといったPDCAに基づくサービスの提供
- 地域の他の事業所や専門職等との連携を通じたサービスの提供
- 利用者の社会性の維持

※ [] は通所介護において充実を図る機能

地域連携の拠点としての機能：医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動等と連携し利用者がサービスを利用しない日でも利用者を支える拠点

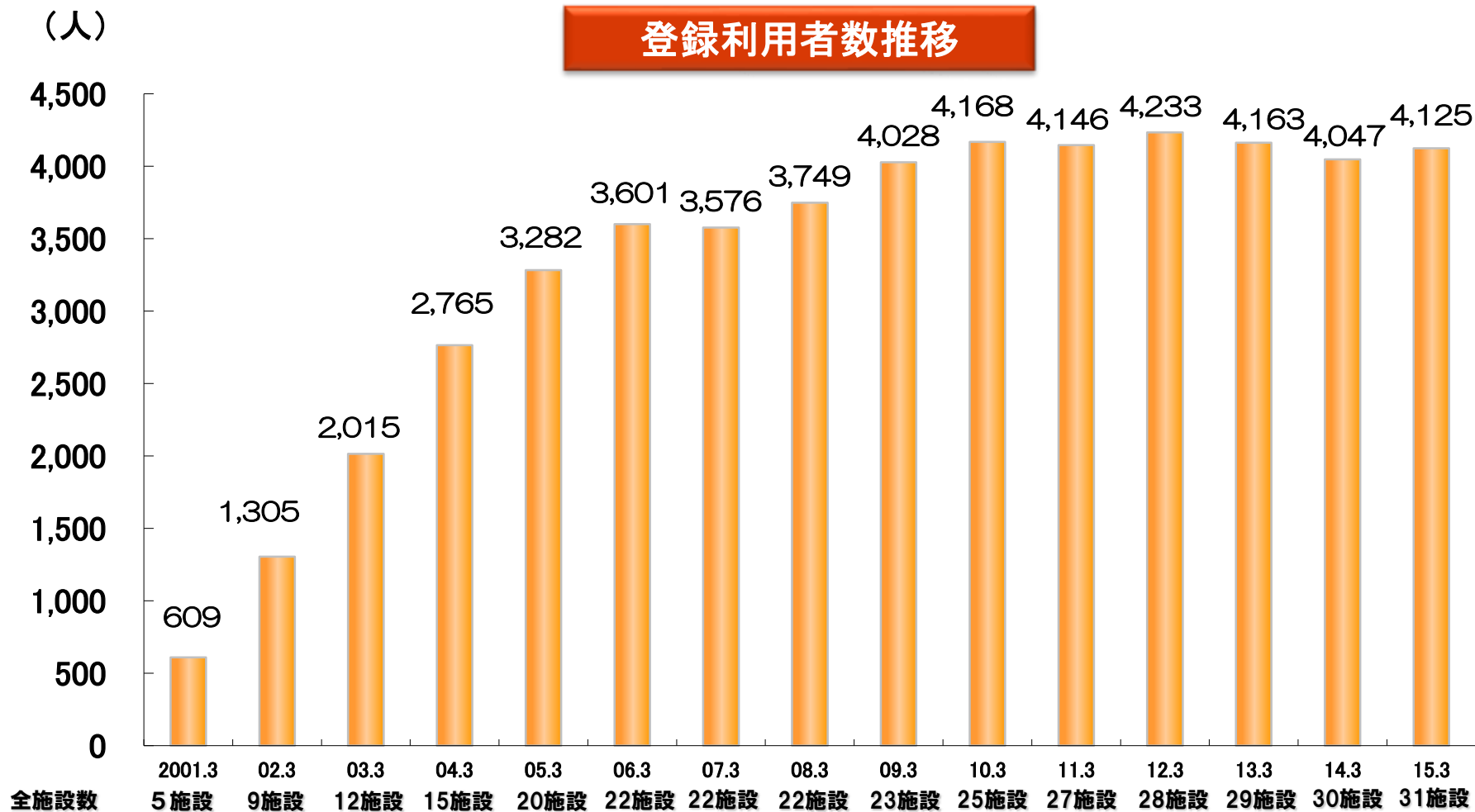
・在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所の評価

中重度者ケア体制加算(新規) ⇒ 45 単位/日

・心身機能訓練から生活行為向上訓練まで総合的に行う機能の強化

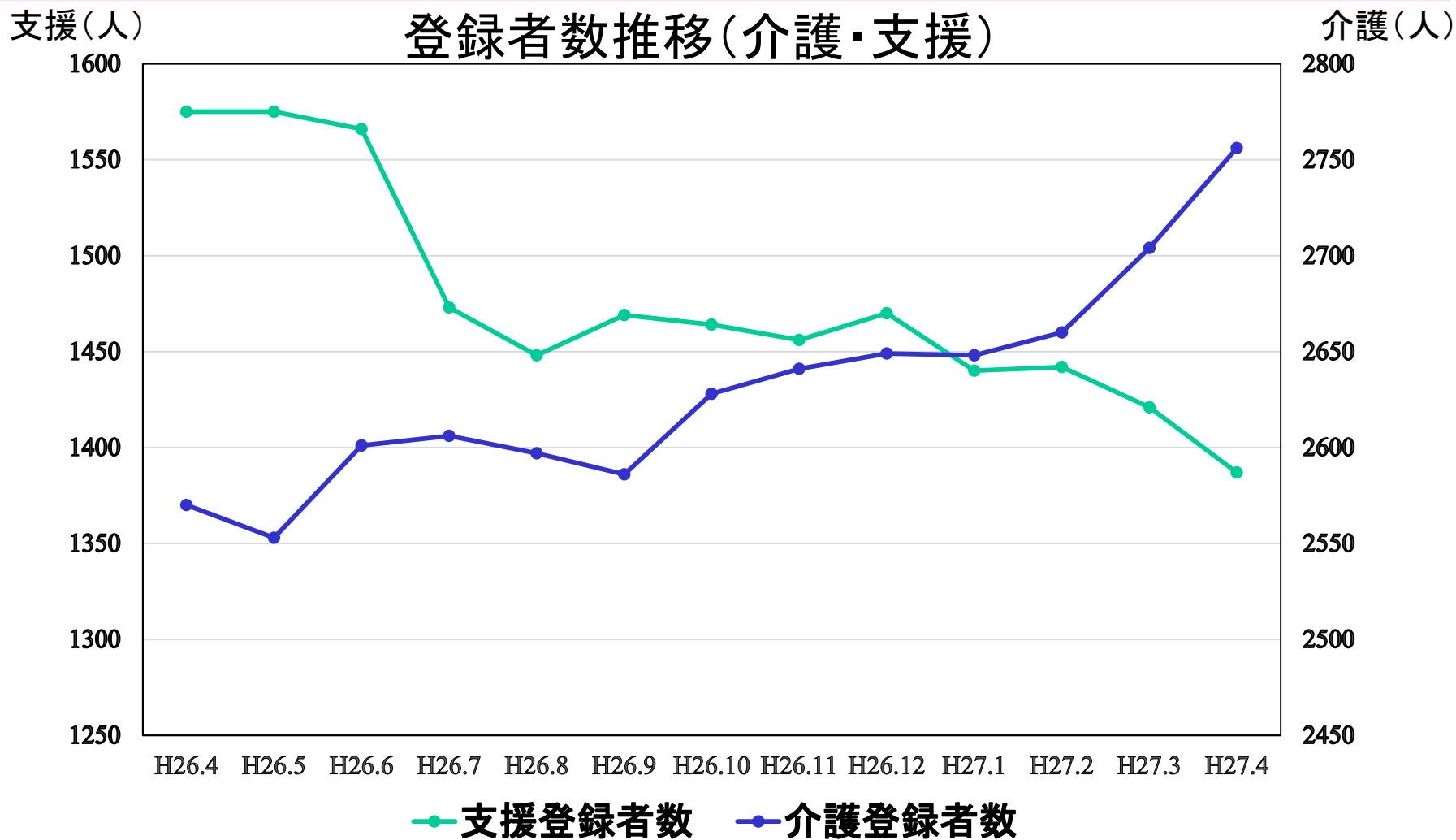
個別機能訓練加算(Ⅰ)42 単位/日 ⇒46 単位/日 個別機能訓練加算(Ⅱ) 50 単位/日 ⇒56 単位/日

デイサービス事業



2015年3月31日現在

デイサービス事業



デイサービス事業

要支援者利用回数平均

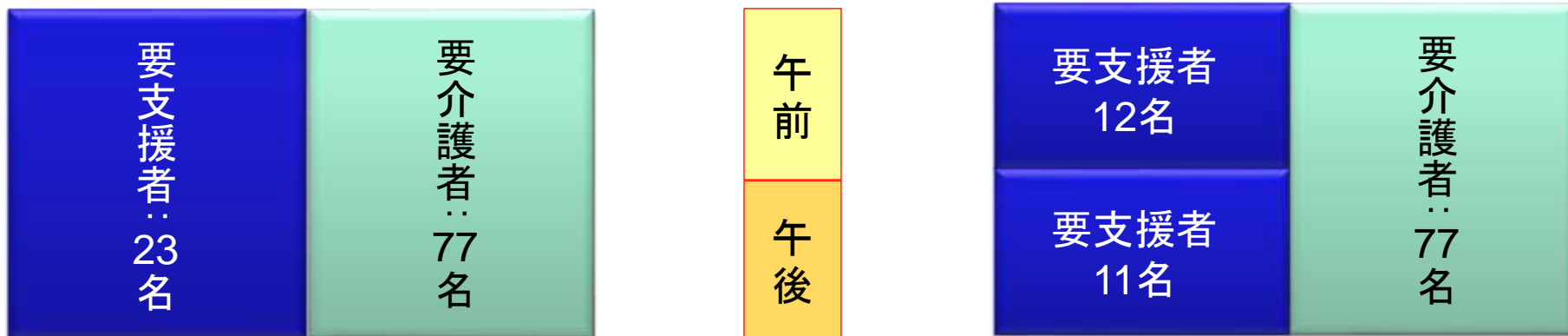
	3月	⇒	4月	⇒	今後の見通し
要支援Ⅰ	6.4回		5.7回	⇒	4.0回
要介護Ⅱ	8.5回		8.0回		8.0回

⇒ 平成30年4月までにすべての市町村が行う日常生活支援総合事業に移行。

要支援 ⇒ 時間短縮及び、利用回数の調整を行う。

要介護 ⇒ 登録者数の向上に努め、利用回数の増加を図る。

現在 利用定員が100名のデイサービス 今後の見通し



※事業イメージです。

デイサービス事業

今後の見通し

- ・要支援について

要支援Ⅰ 2,115単位／月

要支援Ⅱ 4,236単位／月



1,647単位／月 (22.1%減)

3,377単位／月 (38.6%減)

時間短縮及び、利用回数の調整を行う。

- ・要介護について

要介護者の登録者数増加を目指し、利用回数を増やす。

- ・食費単価の引き上げ

デイサービスで提供している食事のご利用者様の負担分を約9%引き上げ。

- ・新設された加算を積極的に取得。



施設サービス事業



介護報酬改定に伴い

サービス提供体制強化加算の創設【地域密着型・介護予防を含む】
手厚い介護体制の確保を推進する観点から、サービス提供体制強化加算を創設する。

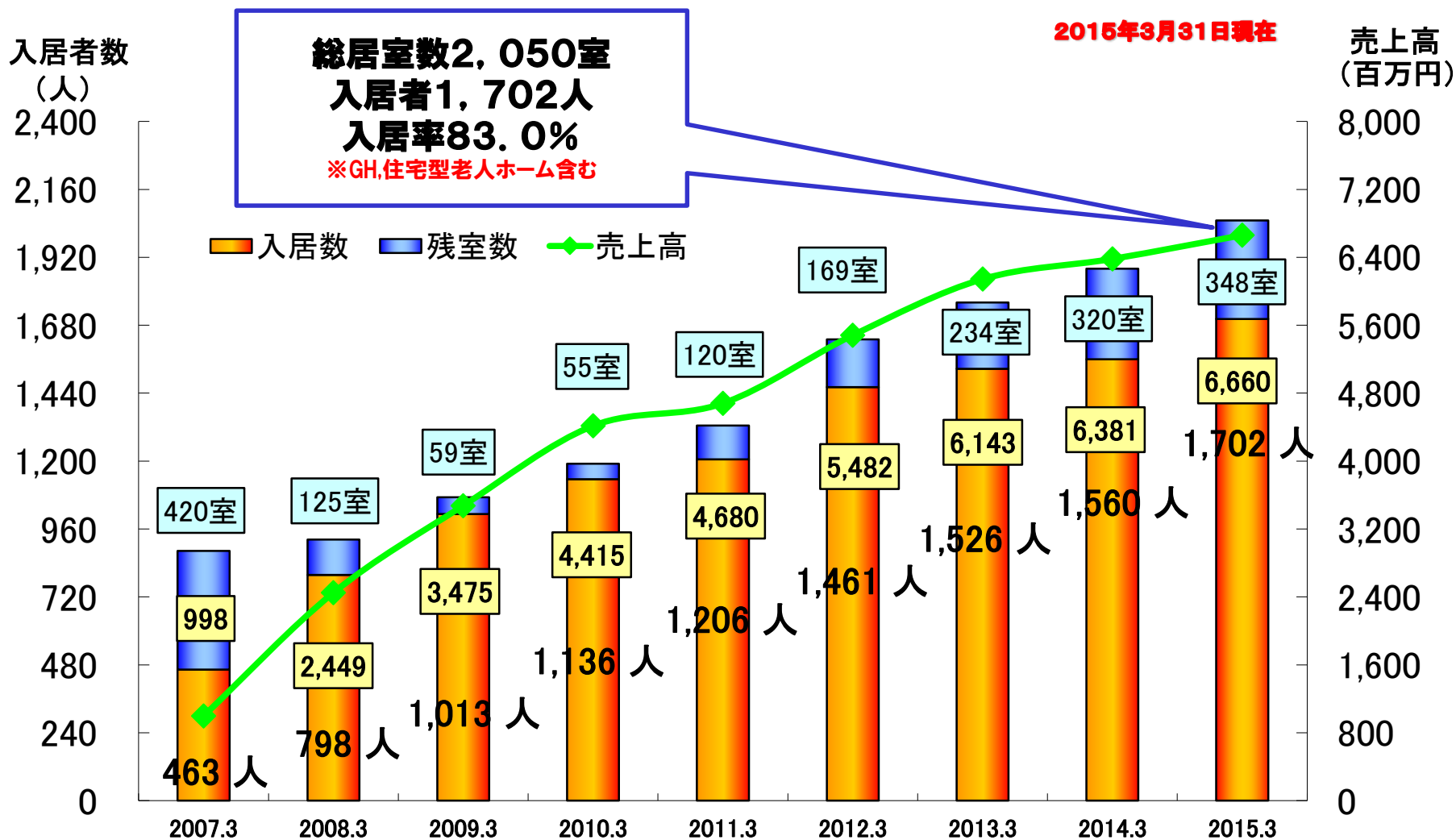
- 介護福祉士による強化①（Ⅰ）イ ⇒ 18 単位(新設)
 - ・ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。
- 介護福祉士による強化②（Ⅰ）ロ ⇒ 12 単位(新設)
 - ・ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。
- 常勤職員による強化（Ⅱ） ⇒ 6 単位(新設)
 - ・ 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上であること。
- 長期勤続職員による強化（Ⅲ） ⇒ 6 単位(新設)
 - ・ 特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。

加算対象事業所数

		対象事業所数
サービス提供 体制強化加算	(Ⅰ)ロ	2事業所
	(Ⅱ)	32事業所
	(Ⅲ)	19事業所

施設サービス事業

入居者数・売上高推移

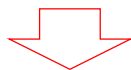


施設サービス事業

今後の見通し

- ・管理費用及び、水高熱費、食費の値上げ。
- ・既存施設の入居率の向上。

平成27年3月31日 入居者数:1,702名 入居率:83.0%



平成27年6月 1日 入居者数:1,769名 入居率:86.3%

- ・新規加算の取得

- ・サービス提供体制強化加算
- ・看取り看護加算等

本資料の取り扱いについて

本資料は株式会社シダーの事業及び業界動向についての株式会社シダーによる現在の予定、推定、見込み又は予想に基づいた将来の展望についても言及しています。これらの将来の展望に関する表明は様々なリスクや不確かさが内在しております。既に知られたもしくは今だに知られていないリスク、不確かその他の要因が、将来の展望に対する表明に含まれる事柄と異なる結果を引き起こさないとも限りません。株式会社シダーは将来の展望に対する表明及び予想が正しいと約束することはできず、結果は将来の展望と著しく異なるか、更に悪いことも有り得ます。

本資料における将来の展望に関する表明は、2015年6月8日現在において利用可能な情報に基づいて株式会社シダーにより2015年6月8日現在においてなされたものであり、将来の出来事や状況を反映して将来の展望に関するいかなる表明の記載をも更新し、変更するものではありません

2015年6月8日 株式会社シダー